

自然エネルギーによる持続可能な社会の構築に向けた提言

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

指定都市 自然エネルギー協議会

気候変動による異常気象・自然災害は年々、頻発・激甚化しており、人類共通の課題である。昨年の COP28 では、「2030 年までに世界の再生可能エネルギー設備容量を 3 倍にし、エネルギー効率の改善率を 2 倍にする」という誓約が 120 カ国以上で合意された。

国においても、2050 年カーボンニュートラル目標達成に向け、昨年は「GX 実現に向けた基本方針」、「GX 推進法」、「GX 脱炭素電源法」といった GX の道筋と基盤が整備された。

来年 2 月までに NDC の提出を控える中、新たな GX 国家戦略「GX2040 ビジョン」、「地球温暖化対策計画」の改定、そしてエネルギー基本計画改定の年度となり、極めて重要な局面を迎えることとなる。

脱炭素社会の実現に向けては、自然エネルギーは欠かせない。国民の 5 人に 1 人が生活を営むエネルギー大消費地である指定都市は、安全安心な都市機能を維持していくためにも、今後、自然エネルギーを活用したカーボンニュートラルでレジリエントなまちづくりを進めること、次の通り提言を行う。

1 GX 実現や自然エネルギー最大限の導入に向けたビジョンと目標値の設定

- 「GX2040 ビジョン」は、産業構造、産業立地、技術革新、消費者行動といった経済社会全体の大変革と脱炭素への取組を一体的に検討する 2040 年を見据えた GX 国家戦略であり、2050 年カーボンニュートラルを確実に実現するために、事業環境の予見性を高めた野心的なビジョンを示すこと。
- 次期「第 7 次エネルギー基本計画」は、より高みを目指した自然エネルギーの電源構成比率の目標値を示し、脱炭素社会の実現に向けて企業・団体や国民が挑戦しやすい環境整備を進め、社会全体の取組を先導すること。

2 大都市の特性を踏まえた自然エネルギー導入拡大、支援及び制度の整備

- 人口が集中する指定都市において、自然エネルギーの普及拡大を円滑に進めるには、特に情報発信等を通じた市民の懸念払拭及び理解醸成が重要である。国においては、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開中であるが、家庭部門、業務部門などの CO₂ 排出量は大需要地である指定都市に集中することから、自治体の規模に応じた支援を講ずること。

- 防災・減災の強化や地域におけるエネルギー需給一体型の取組をさらに加速させるため、太陽光発電の自家消費、蓄電池及び ZEB・ZEH の普及に向けたより一層の支援を行うこと。特に ZEB は自治体規模や新築・既築、建築物の規模ごとに支援対象が制限されることから対象の枠を拡充すること。また公共施設への太陽光発電の導入目標の設定が国から求められていることから、利用しやすくより幅広い財政支援策を充実させること。
- 自然エネルギーの導入を拡大するためには、正確な自然エネルギー導入状況の把握が欠かせないが、現在、市域内の FIT・FIP によらない自然エネルギーのデータ収集が困難な状況である。近年、自然エネルギーの追加性が求められる中、PPA や自己託送などの FIT・FIP によらない電力調達が大幅に増加することが推測されるため、自然エネルギーの導入状況を確認できる統計データを整備すること。
- 自然エネルギーの導入拡大にあたっては、地産地消が重要であるものの、賦存量が極めて限定的であるため、市域外からの電力調達が必要となるが、政府調達（WTO）に関する協定では、調達先の指定を禁じておりその障壁となっていることから、地域の実情に合わせ果斷の見直しを検討すること。
- 各地で出力制御が実施されないよう、今後も広域連系系統のマスタープランで示された系統連系線の増強や整備を着実に進めるとともに、コスト負担の在り方等を引き続き検討すること。また蓄電池導入等も引き続き推進すること。
- 近年、太陽光発電設備等を起因とする土砂災害や火災が発生していることから、太陽光発電設備等が関連する事故や地域とのトラブルの発生を防ぐため、国が主体となって事業計画のとおり適切に運用されているかを確認すること。
- 本年 4 月に施行された「改正再エネ特措法」及び「施行規則」では太陽光発電設備に関する事故やトラブルの発生を防ぐ対策を強化するため、新たに「住民説明会の実施」や「市町村への事前相談」が義務化され、市町村の負担が増えていることから、市町村だけに任せず、認定権者である国が主体となり、市町村の意見も踏まえるよう、適切な運用に改めること。
- 2030 年代後半に見込まれる太陽光パネルの大量廃棄を見据え、国においてパネルの適正処理の制度化を進めること。併せて、パネルのリユース・再資源化に向けた取組の実証及び社会実装を支援すること。
- 本年 2 月に改定された「自己託送に係る指針」は厳格化され、今般の改定により地方自治体庁舎内にある公金取扱い金融機関、郵便局、コンビニなども規制対象となり、住民サービスや職員の福利厚生にも影響があることから、公共性ある需要家保護の観点から一律に規制するのではなく、一定の配慮を講ずること。また、本年度は電力システム改革の検証の年度であり、公平な環境となるよう検証し整備すること。

3 新たな技術的・社会的イノベーションの推進

- 昨年6月に改定された「水素基本戦略」に続き本年5月に成立した「水素社会推進法」により、水素社会実現への環境整備が施されたが、今後水素エネルギーが地域で実装されることを想定し、水素エネルギーの積極的な導入に向け、水素への投資加速、及び初期需要創出を国が着実に先導すること。
- ペロブスカイト太陽電池の開発など大都市の自然エネルギー導入拡大に資する技術革新について、産官学の研究開発及びその先の社会実装を国が積極的に支援すること。

4 地域の脱炭素推進・活用に向けた予算措置等の充実

- 自然エネルギーの新規導入のみならず、既存設備の更新にも配慮した財政的支援等を検討すること。
- 各都市では、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、地域脱炭素の推進を図っているところであるが、部材の調達が困難になるなど計画の進捗に遅れが生じることがあることから、複数年度にわたる使用を可能とする基金化や、事業期間の延長など、地域の実情に合わせた柔軟な運用ができる交付金制度とすること。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素先行地域の成功事例を他地域に水平展開するため、新たな財政支援を行うこと。併せて、地方自治体が地域全体の脱炭素施策に取り組むために必要な経費について、継続的な支援を行うこと。

2024年7月25日

指定都市 自然エネルギー協議会

| | |
|-----|--------------|
| 会長 | さいたま市長 清水 勇人 |
| 副会長 | 福岡市長 高島 宗一郎 |
| 副会長 | 仙台市長 郡 和子 |
| 幹事 | 川崎市長 福田 紀彦 |
| | 札幌市長 秋元 克広 |
| | 千葉市長 神谷 俊一 |
| | 横浜市長 山中 竹春 |
| | 相模原市長 本村 賢太郎 |
| | 新潟市長 中原 八一 |
| | 静岡市長 難波 喬司 |
| | 浜松市長 中野 祐介 |
| | 名古屋市長 河村 たかし |
| | 京都市長 松井 孝治 |
| | 大阪市長 横山 英幸 |
| | 堺市長 永藤 英機 |
| | 神戸市長 久元 喜造 |
| | 岡山市長 大森 雅夫 |
| | 広島市長 松井 一實 |
| | 北九州市長 武内 和久 |
| | 熊本市長 大西 一史 |